

秋田県特別職報酬等審議会条例

〔昭和 39 年秋田県条例第 83 号〕

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条第五項の規定に基づき、この条例を制定する。

（設置）

第一条 知事の諮問に応じ、県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、秋田県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（諮問）

第二条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第三条 審議会は、委員十人をもつて組織する。

- 2 委員は、秋田県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（委任規定）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 略

秋田県特別職報酬等審議会運営規則

〔昭和40年秋田県規則第58号〕

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年秋田県条例第八十三号）第六条の規定に基づき、秋田県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の議長）

第二条 会長は、会議の議長となる。

（表決）

第三条 会議の議決は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他の事項）

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等の給与および旅費に関する条例

[昭和 3 1 年秋田県条例第 3 3 号]

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定に基き、この条例を制定する。

（趣旨）

第一条 この条例は、知事、副知事及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与及び旅費の支給について定めるものとする。

（給料月額）

第二条 知事等の給料月額は、次の表に掲げる額とする。

職 名	給 料 月 額
知事	一、二一〇、〇〇〇円
副知事	九三〇、〇〇〇円
常勤の監査委員	六七〇、〇〇〇円

第三条 削除

（給料等の支給）

第四条 あらたに知事等になつた者には、その日から給料を支給する。ただし、離職した公務員が即日知事等になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

第五条 知事等が退職により知事等でなくなつたときは、その日まで給料を支給する。

2 知事等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第六条 前二条の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

（通勤手当）

第七条 知事等で次の各号に掲げるものに、通勤手当を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる者を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で知事が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる者を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 知事等の通勤手当の額及び支給方法については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「職員の給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第八条 知事等で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、期末手当を支給する。基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日前一箇月以内又は基準日から支給日（当該基準日に係る期末手当を支給する日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの間に次のいずれかに該当するに至つた者

（一）懲戒免職の処分を受けた副知事又は罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。）をされた常勤の監査委員

（二）禁錮以上の刑に処せられて失職した知事等

二 基準日前一箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職した知事等（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 次項において準用する職員の給与条例第二十一条の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

4 職員の給与条例第二十一条の三第一項から第七項までの規定は、知事等の期末手当に準用する。

（寒冷地手当）

第九条 知事等で基準日（職員の給与条例第二十三条第一項に規定する日をいう。）に在職するものに、寒冷地手当を支給する。

2 職員の給与条例第二十三条第二項の規定は、知事等の寒冷地手当の額について準用する。

（退職手当）

第十条 知事等が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職手当を支給する。

2 前項の規定による退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職又は死亡当時の給料月額に在職月数を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 知事 百分の七十

二 副知事 百分の四十五

三 常勤の監査委員 百分の二十

- 4 前項の在職月数は、知事等になつた日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数とする。ただし、その月数が四十八月を超える場合は、四十八月とする。
- 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二及び第十二条から第十八条まで（第十二条第四項（第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。）の規定は、知事等の退職手当に準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分（罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。）を含む。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。

（退職手当の特例）

- 第十条の二** 次の各号に掲げる者が引き続いて副知事となつた場合は、当該各号に掲げる期間は、その者の副知事としての在職期間に通算する。
- 一 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。） その者の同法第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間
- 二 国家公務員から引き続いて一般職員（職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）となつた者 その者の同条例第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間
- 2 前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて副知事となつた場合は、前条第二項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、その者の先の副知事としての在職期間は、後の副知事としての在職期間に通算する。
- 3 前二項の規定の適用を受けた者の退職手当の額は、前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 副知事としての在職期間について、第一項及び前項後段の規定の適用がないものとみなして、前条の規定の例により計算した額
- 二 第一項第一号の規定の適用を受けた者にあつては副知事となる直前の国家公務員を退職した日に受けていた俸給月額及び同号の在職期間を基礎として、同項第二号の規定の適用を受けた者にあつては副知事となる直前の一般職員を退職した日に受けていた給料月額及び同号の在職期間を基礎として職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例により計算した額
- 4 第一項又は第二項の副知事となつた者が引き続いて国家公務員となつた場合は、この条例による退職手当は、支給しない。

（旅費）

第十一条 知事等が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費を支給する。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

- 一 知事及び副知事 内国旅行については別表第一及び別表第二、外国旅行については別表第三

に定める額

二 常勤の監査委員 職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）第十六条第一項第三号に規定する指定旅行者の現に受けるべき旅費相当額

（補則）

第十二条 この条例に定めるもののほか、知事等に支給する給料、期末手当及び寒冷地手当の支給期日および支給方法ならびに旅費の支給方法は職員の給与条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

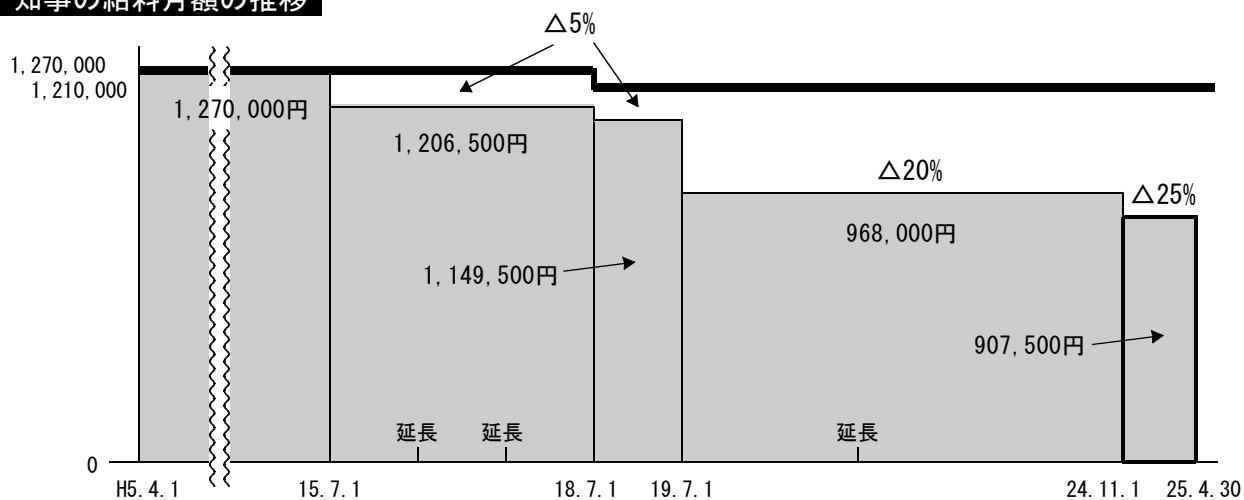
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の条例は、廃止する。ただし、この条例施行の日前に出発した旅行に対する旅費に関する規定の適用については、なお従前の例による。
知事、副知事、出納長及び副出納長の給料、旅費及びその他の給与の額並びにその支給方法に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第九号）
監査委員報酬額、費用弁償額、給料額及び旅費額並びにその支給方法条例（昭和二十一年秋田県条例第十三号）
- 3 第十条の規定は、九月一日以後における知事等の退職について適用し、第十一条の規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用する。
- 4 知事、副知事及び常勤の監査委員の給料月額は、平成十九年七月一日から平成二十五年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。
- 5 知事、副知事及び常勤の監査委員の期末手当の額は、平成二十一年六月から平成二十四年十二月までの間に支給するものに限り、第八条（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 6 平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十七・五」とあるのは、「百分の百五十五」とする。

別表第一～別表第三 略

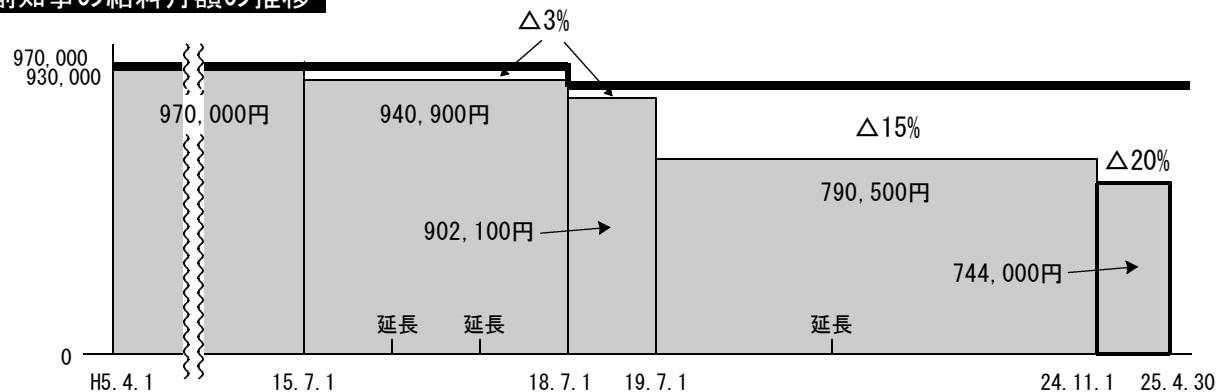
知事及び副知事の給料の減額措置の状況

減額措置の時期	措置の内容	減額後の給料月額			
		知 事		副 知 事	
平成(5.4.1)	(月額改定)		(1,270,000円)		(970,000円)
15.7.1 ~ 16.6.30	減額開始	△ 5%	1,206,500円	△ 3%	940,900円
16.7.1 ~ 17.6.30	期間延長				
17.7.1 ~ 18.6.30	期間延長				
(18.7.1)	(月額改定)		(1,210,000円)		(930,000円)
18.7.1 ~ 19.6.30	期間延長	△20%	968,000円	△15%	790,500円
19.7.1 ~ 21.6.30	拡大				
21.7.1 ~ 25.4.30	期間延長				
今回の諮問 24.11.1 ~	拡大	△25%	907,500円	△20%	744,000円

知事の給料月額の推移



副知事の給料月額の推移



— 条例本則による給料月額

■ 減額措置後の給料月額

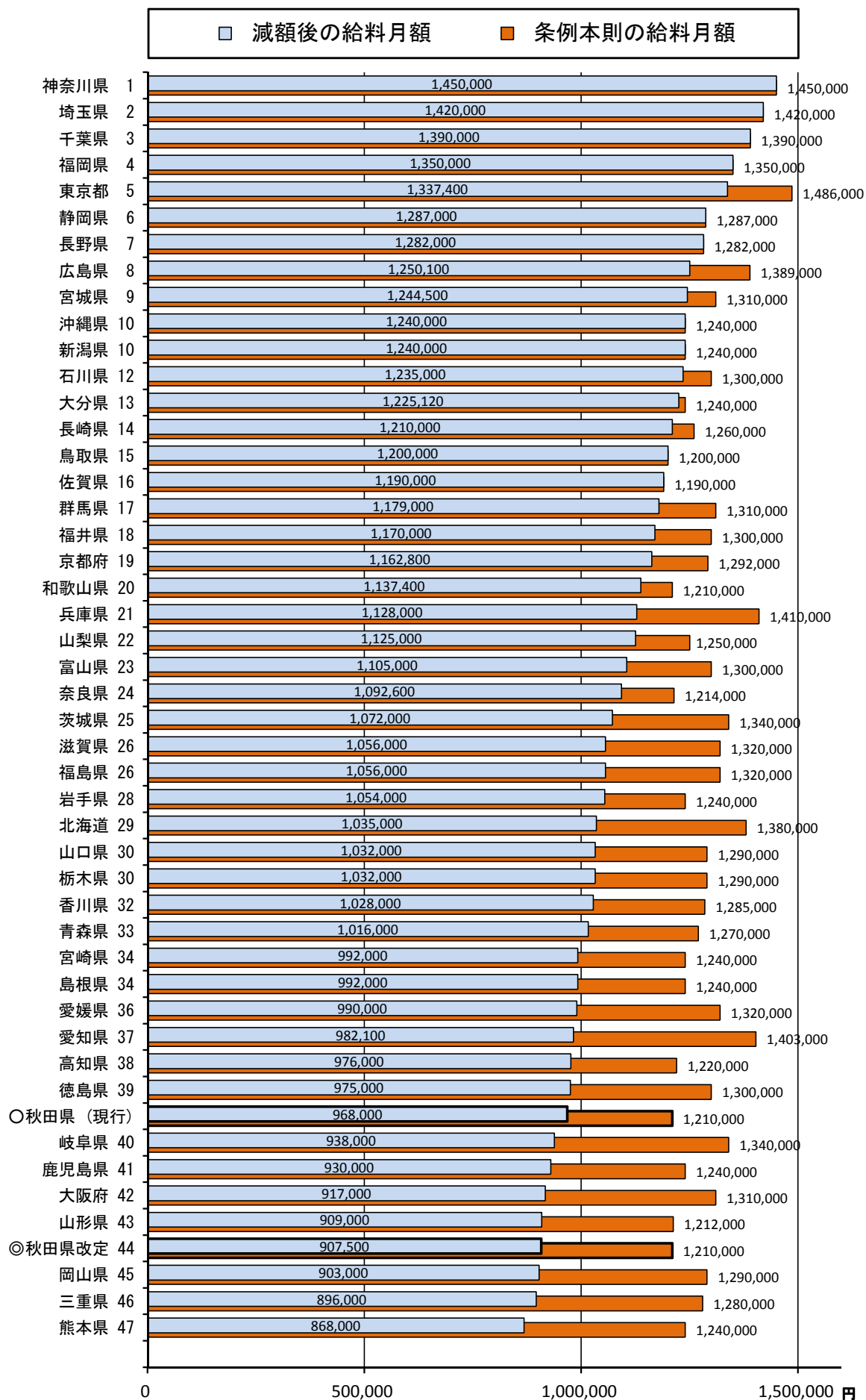
知事等の給料月額及び全国順位

平成24年4月1日現在 単位:円

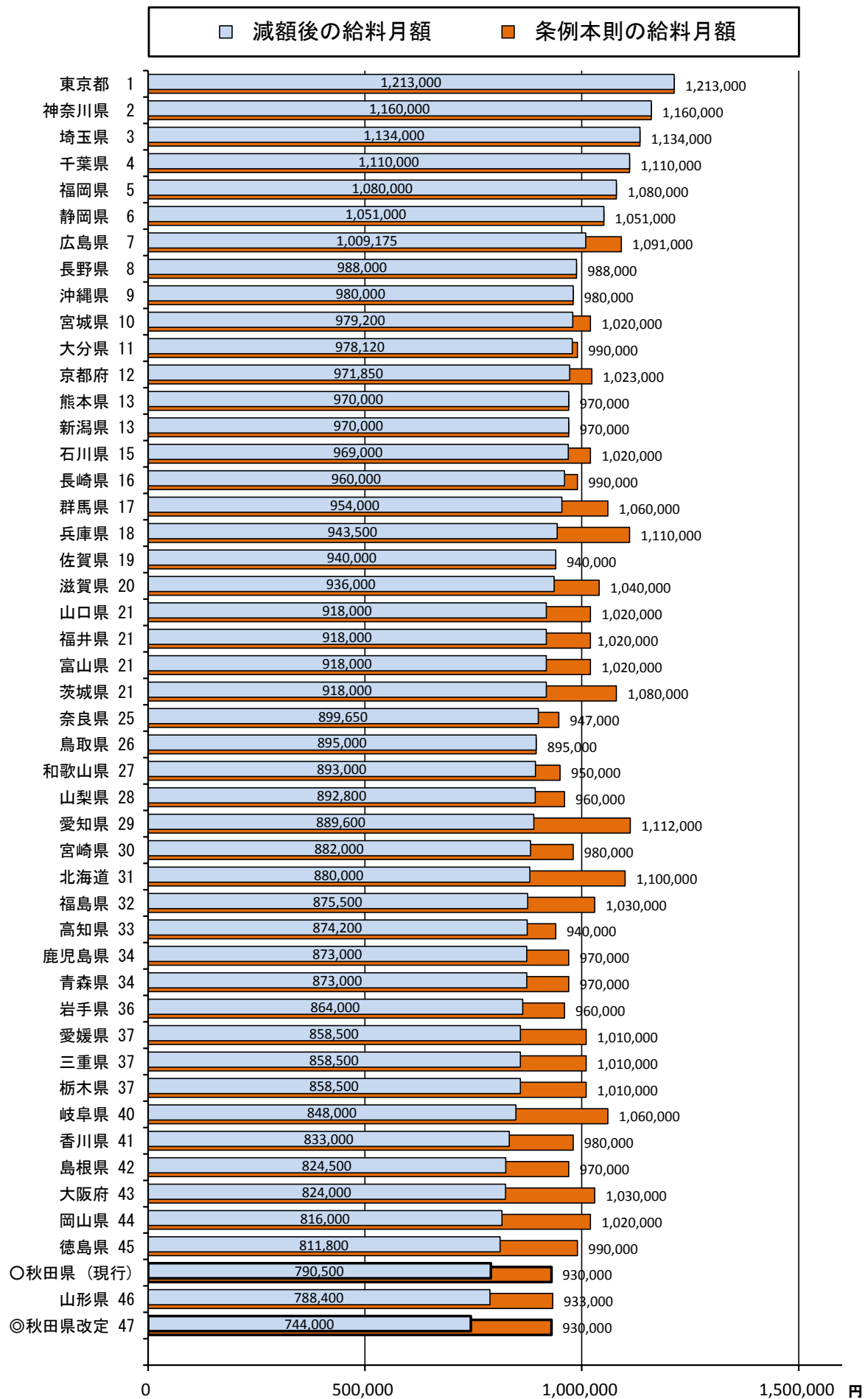
	知 事					副 知 事				
	本則による給料月額		減額後の給料月額			本則による給料月額		減額後の給料月額		
	金額	順位	減額率	金額	順位	金額	順位	減額率	金額	順位
北海道	1,380,000	8	25%	1,035,000	29	1,100,000	7	20%	880,000	31
青森県	1,270,000	30	20%	1,016,000	33	970,000	34	10%	873,000	34
岩手県	1,240,000	33	15%	1,054,000	28	960,000	39	10%	864,000	36
宮城県	1,310,000	15	5%	1,244,500	9	1,020,000	18	4%	979,200	10
秋田県	1,210,000	44	25%	907,500	44	930,000	46	20%	744,000	47
山形県	1,212,000	43	25%	909,000	43	933,000	45	15.5%	788,400	46
福島県	1,320,000	12	20%	1,056,000	26	1,030,000	15	15%	875,500	32
茨城県	1,340,000	10	20%	1,072,000	25	1,080,000	9	15%	918,000	21
栃木県	1,290,000	23	20%	1,032,000	30	1,010,000	24	15%	858,500	37
群馬県	1,310,000	15	10%	1,179,000	17	1,060,000	11	10%	954,000	17
埼玉県	1,420,000	3		1,420,000	2	1,134,000	3		1,134,000	3
千葉県	1,390,000	6		1,390,000	3	1,110,000	5		1,110,000	4
東京都	1,486,000	1	10%	1,337,400	5	1,213,000	1		1,213,000	1
神奈川県	1,450,000	2		1,450,000	1	1,160,000	2		1,160,000	2
新潟県	1,240,000	33		1,240,000	10	970,000	34		970,000	13
富山県	1,300,000	18	15%	1,105,000	23	1,020,000	18	10%	918,000	21
石川県	1,300,000	18	5%	1,235,000	12	1,020,000	18	5%	969,000	15
福井県	1,300,000	18	10%	1,170,000	18	1,020,000	18	10%	918,000	21
山梨県	1,250,000	32	10%	1,125,000	22	960,000	39	7%	892,800	28
長野県	1,282,000	28		1,282,000	7	988,000	30		988,000	8
岐阜県	1,340,000	10	30%	938,000	40	1,060,000	11	20%	848,000	40
静岡県	1,287,000	26		1,287,000	6	1,051,000	13		1,051,000	6
愛知県	1,403,000	5	30%	982,100	37	1,112,000	4	20%	889,600	29
三重県	1,280,000	29	30%	896,000	46	1,010,000	24	15%	858,500	37
滋賀県	1,320,000	12	20%	1,056,000	26	1,040,000	14	10%	936,000	20
京都府	1,292,000	22	10%	1,162,800	19	1,023,000	17	5%	971,850	12
大阪府	1,310,000	15	30%	917,000	42	1,030,000	15	20%	824,000	43
兵庫県	1,410,000	4	20%	1,128,000	21	1,110,000	5	15%	943,500	18
奈良県	1,214,000	42	10%	1,092,600	24	947,000	42	5%	899,650	25
和歌山県	1,210,000	44	6%	1,137,400	20	950,000	41	6%	893,000	27
鳥取県	1,200,000	46		1,200,000	15	895,000	47		895,000	26
島根県	1,240,000	33	20%	992,000	34	970,000	34	15%	824,500	42
岡山県	1,290,000	23	30%	903,000	45	1,020,000	18	20%	816,000	44
広島県	1,389,000	7	10%	1,250,100	8	1,091,000	8	7.5%	1,009,175	7
山口県	1,290,000	23	20%	1,032,000	30	1,020,000	18	10%	918,000	21
徳島県	1,300,000	18	25%	975,000	39	990,000	27	18%	811,800	45
香川県	1,285,000	27	20%	1,028,000	32	980,000	31	15%	833,000	41
愛媛県	1,320,000	12	25%	990,000	36	1,010,000	24	15%	858,500	37
高知県	1,220,000	41	20%	976,000	38	940,000	43	7%	874,200	33
福岡県	1,350,000	9		1,350,000	4	1,080,000	9		1,080,000	5
佐賀県	1,190,000	47		1,190,000	16	940,000	43		940,000	19
長崎県	1,260,000	31	5万	1,210,000	14	990,000	27	3万	960,000	16
熊本県	1,240,000	33	30%	868,000	47	970,000	34		970,000	13
大分県	1,240,000	33	1.2%	1,225,120	13	990,000	27	1.2%	978,120	11
宮崎県	1,240,000	33	20%	992,000	34	980,000	31	10%	882,000	30
鹿児島県	1,240,000	33	25%	930,000	41	970,000	34	10%	873,000	34
沖縄県	1,240,000	33		1,240,000	10	980,000	31		980,000	9
減額実施			37県					35県		
最 高	1,486,000			1,450,000		1,213,000			1,213,000	
最 低	1,190,000			868,000		895,000			744,000	
平 均	1,295,745		18.0%	1,110,798		1,017,809		11.7%	928,208	

※ 秋田県は減額率引上げ後

グラフ① 全国順位別の知事の給料月額(減額後)



グラフ② 全国順位別の副知事の給料月額(減額後)



一般職員に対する「地域手当」について

地域手当

- ・国においては、公務員給与の基礎となる給料表は、全国で一律のものが適用されており、地域ごとにその民間賃金水準を的確に反映する仕組みにはなっていない。
- ・そのため、給料表の額を基礎とした上で、地域における民間の賃金水準や物価等を考慮して定める地域手当を支給することで、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて公務員の給与水準を調整している。
- ・支給地域は、1 級地から 6 級地に区分して定められている。秋田県内の地域は、支給対象外である。
- ・地方自治体においても、概ね国の制度に準じて、地域手当を支給している。
- ・こうした調整の結果、都市部における公務員の給与水準は地方部におけるそれよりも総じて高いものとなっている。

地域手当の支給地域、支給割合等（国の場合）

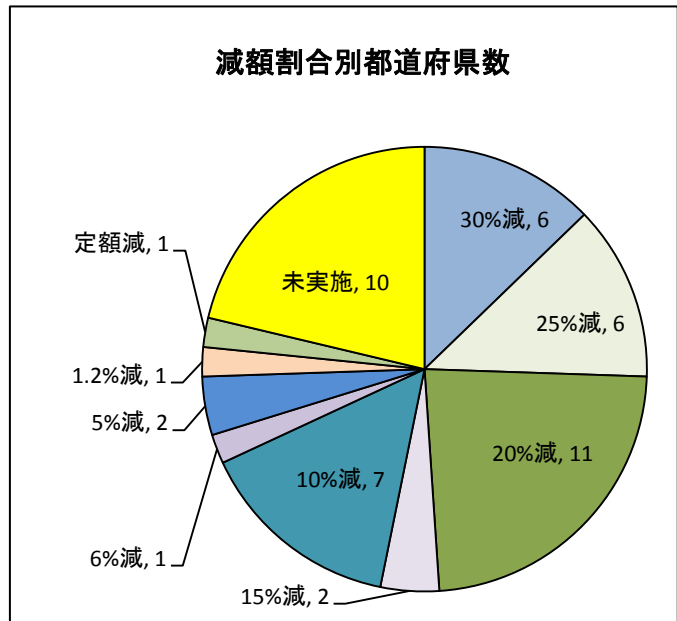
区分	支給割合	主な支給地域
1 級地	1 8 %	東京都特別区
2 級地	1 5 %	成田市、武蔵野市、鎌倉市、大阪市、芦屋市ほか
3 級地	1 2 %	さいたま市、八王子市、横浜市、名古屋市、宝塚市ほか
4 級地	1 0 %	千葉市、三鷹市、京都市、神戸市、広島市、福岡市ほか
5 級地	6 %	仙台市、川崎市、静岡市、甲府市、津市、伊丹市ほか
6 級地	3 %	札幌市、富山市、金沢市、和歌山市、岡山市、高松市ほか
非該当	—	上記以外の地域（東北、山陰、四国、九州地方など）

※ 手当月額は、給料、扶養手当及び俸給の特別調整額の合計額に支給割合を乗じた額

知事等の給料の減額措置に係る減額率の分布

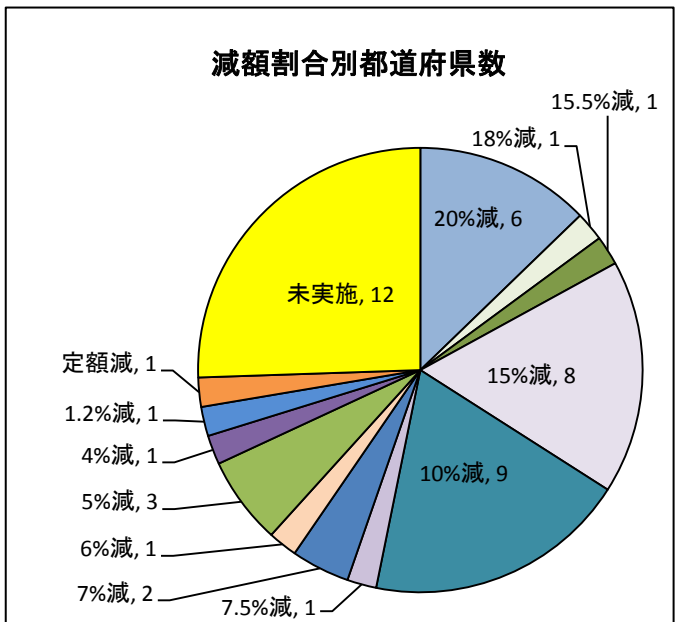
1 知事

減額率	団体数	備 考
30%	6	
25%	6	秋田県、北海道、山形県
20%	11	青森県、福島県
15%	2	岩手県
10%	7	
6%	1	
5%	2	宮城県
1.2%	1	
5万円	1	
未実施	10	
	47	



2 副知事

減額率	団体数	備 考
20%	6	秋田県、北海道
18%	1	
15.5%	1	山形県
15%	8	福島県
10%	9	青森県、岩手県
7.5%	1	
7%	2	
6%	1	
5%	3	
4%	1	宮城県
1.2%	1	
3万円	1	
未実施	12	
	47	



【参考】 職員給料の臨時的減額措置（実施案概要）

今後悪化が懸念される県内経済雇用情勢への対応として、集中的に行う施策の財源として活用するため、職員の給料の臨時的減額を検討・協議中。

実施概要（案）

実施期間： 平成24年11月～平成26年10月（24か月）

減 額 率： 本庁の部長・次長級の職員	給料月額の	7%
本庁の課長級の職員		5%
一般の職員		3%
主事・技師級の職員		1.5%

削 減 額： 期間合計約39億円（支給ベース）
（24年度：8億円、25年度：19億円、26年度11億円）

対象職員： 約15,000人

給料減額による財源を活用した経済・雇用対策（検討中）

経済雇用情勢の認識

- ・自動車関連で国内需要が高まっており、持ち直しの動きが見られるが、歴史的な円高の長期化等により、一部の製造業において拠点再編や雇用調整の動きがある。
- ・平成24年6月の有効求人倍率は0.72倍となっているが、全国との差が0.1あり、全国順位も低位であるなど、厳しい状況が続いている。

対策の必要性

- ・現行の国の雇用基金制度が実質平成24年度で終了することや、鉱工業生産指数が低下傾向を示し、秋以降は更に大量の雇用調整が予定されていることから、今後経済雇用情勢の悪化が懸念される。
- ・こうした状況に鑑み、地域の雇用維持・創出を図るため、概ね2年間にわたり、緊急的かつ短期集中的な対策を実施する必要がある。

●検討中の経済・雇用対策の一部（主に離職者対策）

① 県独自の雇用創出事業の実施

- ・現行の国の雇用基金制度が実質平成24年度で終了することに伴い、国の動向も注視しながら、これに替わる県独自の雇用創出事業を創設

② 離職者を雇用する事業主に対する雇用奨励金の支給

- ・事業主都合離職者を正社員として雇用する事業主に対する雇用奨励金の支給

③ 訪問カウンセリングの実施

- ・フレッシュワークAKITA等による訪問カウンセリングの実施

④ 職業訓練の拡充

- ・離職者ニーズを把握しながら、職業訓練の拡充を検討

⑤ 離職者の農業参入を支援

- ・離職者が農業参入する場合、営農に必要な施設機械整備への助成と、農業参入給付金の支給

【参考】 民間企業における役員報酬（給与）の概要

●民間企業における役員報酬（給与）調査〔平成24年人事院調査〕

1 調査の範囲

人事院勧告に係る職種別民間給与実態調査の母集団事業所のうち、医療法人、学校法人等を除く企業規模500人以上の本店事業所3,947社を母集団として企業規模別、産業別に層化抽出した3,088社に対し通信調査を行い、うち、1,174社から回答（有効回答率36.7%）。

2 集計

- (1) 調査対象は、平成23年1月から12月までの全期間を通じて常勤の役員として専任の取締役、部長等兼任の取締役、監査役等の役職に在任した者。
- (2) 調査対象の役員のうち、「比較対象役員」を役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」かつ「各社1人」と定義して集計。
- (3) 比較対象役員の年間報酬額の算出は、母集団に還元して行う。

注 比較対象役員の調査実人員は524人。具体的な役職名は、会長（5.1%）、副会長（0.2%）、取締役（2.7%）相談役等その他（0.2%）

3 平成23年民間における役員（比較対象役員）の年間報酬額

全企業規模計	32,067千円
企業規模3,000人以上	44,917千円
企業規模1,000人以上3,000人未満	32,144千円
企業規模500人以上1,000人未満	24,889千円
国の事務次官（指定職8号俸）の年間給与	22,652千円 （20,493千円）

注 ・年間報酬額には、平成23年中に支給された賞与を含む。

・事務次官の年間給与は、平成23年人事院勧告後の年収であり、（ ）内は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額後の年収である。

〔参考〕平成23年民間における主な役職の年間報酬額

企業規模 役職	全規模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満
副社長	39,337千円	50,021千円	34,458千円	26,898千円
専務取締役	31,197千円	39,521千円	29,794千円	24,914千円
常務取締役	24,045千円	29,961千円	24,079千円	19,109千円
取締役	20,400千円	26,401千円	21,671千円	17,018千円

注 ・役員数5人以上の企業において副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の役職に就いている全役員（調査実人員3,345人）について集計。

・年間報酬額には、平成23年中に支給された賞与を含む。

〔参考〕平成23年における知事の年間給与額

知事の年間給与	19,740千円 （15,810千円）
副知事の年間給与	15,193千円 （12,927千円）

注 ・年間給与には、期末手当（2.925月分）及び寒冷地手当（世帯主・扶養親族あり）を含む。

・（ ）内は減額措置後の支給額である。